



第2章

計画的なバリアフリー化の進め方について

学校施設のバリアフリー化は、「学校施設バリアフリー化推進指針」の基本的考え方及び学校施設に求められる役割を踏まえ、次のような視点から推進することが重要である。

① 合理的な整備計画の策定

地方公共団体は（学校設置者として）、所管する学校のバリアフリー化の現状や、障害のある児童生徒等の在籍状況、将来動向の推計等を踏まえ、必要となる全体の事業量を把握し、所管する学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、合理的な整備計画を策定することが重要である。

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、学校施設の耐震化や防犯対策に関する整備等と併せて総合的に検討することが重要である。

② 段階的な整備

今後、新たに整備する学校施設は、「学校施設バリアフリー化推進指針」を踏まえ、児童生徒等の利用・移動ニーズを考慮しながら、あらかじめ、多様な人々が利用しやすいような、いわゆるユニバーサルデザインの観点から計画・設計を行うことが考えられる。一方、既存施設においては、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、必要に応じて緊急性の高い施設・設備について段階的な整備を行うなど、計画的に改善・整備を図ることが重要である。

その際、地域住民の最も身近な公共施設である学校施設を重点項目として位置づけ、優先して整備することも考えられる。

③ 運営面によるサポート体制と連携

障害のある児童生徒等に対して、それぞれの障害の状態や特性等に応じ、指導内容や指導方法について工夫する必要があり、安全かつ円滑に教室への移動や便所等の利用ができる施設環境とするなど、ハード面での配慮に加え、人的支援によるソフト面の連携などについて考慮する必要がある。

また、学習面だけでなく生活面においても人的支援が必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制を考慮した計画とする必要がある。

④ 関係者の参画と理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化に関する合理的な計画を策定するに当たっては、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等との整合を図りつつ、学校、家庭、地域、行政等の参画や、積極的な情報発信などにより、幅広く関係者の理解・合意を得ながら進めることが重要である。